

揭示期間 10.10 - 10.19

新潟市亀田市民会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 49 号

新潟市亀田市民会館条例の一部を改正する条例

新潟市亀田市民会館条例（平成 16 年新潟市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 11 条関係）

区分	使用料の額（1 時間につき）（円）				
	一般（市 内）	一般（市 外）	営業（市 内）	営業（市 外）	興行
大ホール	720	1,440	1,440	2,160	3,600
和室 1	150	290	290	440	720
和室 2	150	290	290	440	720
会議室	150	290	290	440	720
講習室（A）	150	290	290	440	720
講習室（B）	150	290	290	440	720
視聴覚室（ 大）	360	720	720	1,080	1,800
視聴覚室（	150	290	290	440	720

小)					
作法室	150	290	290	440	720
調理実習室	180	360	360	540	900

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市亀田市民会館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市亀田市民会館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。